

# 重 点 事 项

# 1 地域福祉の推進等について

## (1) 平成17年度における事業の実施について

平成17年度においては、地域のセーフティネット機能の強化を目的とする「セーフティネット支援対策等事業費補助金」を創設（既存の補助金を統合化）することとしているが、当該補助事業の一つとして、地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する「地域社会安心確保事業」を実施することとしている。

従来地域福祉推進事業及び生活福祉資金貸付事業については、平成17年度から当該補助金により実施することとしているが、この統合補助金化により地域福祉に係る事業を実施するにあたっては、実施主体である各地方自治体の主体的判断と意思により、地域の実情に合わせて大きな枠組みの中で柔軟に執行できることとしたので了解願いたい。また、これに伴い国庫補助申請事務の簡素化等も図る予定である。

「地域社会安心確保事業」は次の3事業で構成されており、各々の概要は次のとおりである。

### ① 地域社会安心確保基盤整備事業（実施主体：都道府県、指定都市、中核市）

都道府県等が実施する、従前の都道府県地域福祉推進事業のうちの「地域福祉推進支援事業」「地区民協会長等研修事業」のほか、福祉人材確保推進事業や福祉サービスの第三者評価推進事業等を補助対象とする。（直接補助（一部間接補助））

#### ○ 地域福祉推進支援事業

市区町村が要援護者に対して行う自立・就労に向けた支援サービスや住民が相互に支え合う地域社会づくりを総合的に支援するため、広域の見地からの福祉サービスの提供、新たなサービスの創出等を行う事業。

#### ○ 地区民協会長等研修事業

民生委員・児童委員が要援護者に対して行う訪問や見守り、相談、

専門機関との連携等の活動を推進するため、必要不可欠な知識及び技術を修得させる事業。

※ 従前の都道府県地域福祉推進事業については、実施主体を都道府県・指定都市社会福祉協議会から都道府県・指定都市へ変更するとともに、委託による実施も可能とした。

※ 都道府県・指定都市においては、これまでの支出科目等を変更していただく必要がある。

## ② 地域社会安心確保推進事業（実施主体：都道府県・指定都市社会福祉協議会）

都道府県・指定都市社会福祉協議会が実施する、従前の都道府県地域福祉推進事業のうちの「地域福祉権利擁護事業」「ボランティア振興事業」のほか、生活福祉資金貸付事業等を補助対象とする。（間接補助）

### ○ 地域福祉権利擁護事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるようにするため、福祉サービス利用援助事業、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行う事業。

### ○ ボランティア振興事業

ボランティア活動の推進を図るため、広域的な対応、開拓的・先駆的課題に対する取組等を通じ、市町村への支援を行うほか、ボランティア活動に参加しやすくするための体制の整備を図る事業。

### ○ 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を確保するため、資金の貸付けと民生委員による必要な援助指導を行う事業。

## ③ 地域社会安心確保ネットワーク事業（実施主体：市町村）

市町村が実施する、住民や福祉関係者等による小地域を単位とした見守り・訪問等の支援サービスの実施、並びに関連して行うニーズの把握、ボランティアの

養成、広報活動等の事業を補助対象とする。(間接補助(指定都市については直接補助))

なお、事業の実施にあたっては、高齢者や障害者等のみならず、生活保護受給者の自立支援について市町村と福祉事務所の密接な連携が必要不可欠である。

※ 従前の市区町村地域福祉推進事業については実施主体を市区町村社会福祉協議会から市町村へ変更(委託による実施も可能)するとともに、平成16年度に「ふれあいのまちづくり事業」「ボランティア養成等事業」を実施しているか否かに関わらず本事業の内容と合致する事業については、地域の実情に合わせて実施できることとする予定である。

※ また、市町村が実施主体となるため、事業の実施に要する経費等の計上について遺漏なきよう周知願いたい。

(注) なお、ホームレス自立支援事業をはじめとする地域福祉課所管のホームレス対策事業についても、この「セーフティネット支援対策等事業費補助金」の対象事業として補助を実施することとしている。

## (2) 地域福祉計画の策定について

ア 地域福祉計画は、住民の主体的な参加により、地域における生活ニーズを明らかにするとともに、その解決に向け公民協働により多様なサービスを総合的に提供する体制を計画的に整備するものであり、地域福祉の推進にとって大きな柱となるものである。

計画策定に当たっては、コミュニティ(日常生活圏域)単位の小地域において、住民自身が座談会等をとおして地域の生活上の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを自ら検討する手法を基本として策定されることが重要である。このような策定過程を通して、住民が自らの地域に関心を持ち、互いに助け合い、支え合うような人と人との関係づくりを進めることが期待されるものである。

また、そのような住民参加の取り組みを行う際には、障害のある方々が有する問題、外国籍の人々が有する問題、同和問題その他地域社会で生じている様々な社会問題についても、生活上の課題が地域住民によって広く共有されるよう、その汲み

上げに向けた配慮が必要である。

イ 平成17年には、市町村合併もおおむね終了し、市町村地域福祉計画の策定が本格化すると考えられるので、都道府県においては、地域福祉計画策定ガイドライン及び地域福祉支援計画の策定とともに、管内市町村に対する一層の支援を願いたい。

また、地域福祉計画の策定に当たって、介護保険事業計画や障害保健福祉計画等との整合性を図ることが必要であり、計画作成担当部局と十分に連携を図りながら策定するよう周知願いたい。

ウ 厚生労働省においては、計画策定に取り組む市町村のモデルとして15市町村を選定し、住民の主体的な参加による地域福祉計画の策定に取り組んでいただき、その中で得られた手法を地域福祉計画を策定する自治体に発信し、牽引役となっただいているところである。都道府県においても、こうしたモデル市町村における計画策定の工夫、とりわけ地域における生活上の課題の集約や分析についての手法、計画の取りまとめ方などが管内市町村における計画策定に当たって活用されるよう配慮願いたい。

エ なお、地域福祉計画策定に係る取り組みを広く共有するため、厚生労働省ホームページに「地域福祉計画」に関する項目を設け、モデル市町村の取組状況の掲載や既に計画を策定している自治体とのホームページとのリンクなどを行っているところである。都道府県においては、管内市町村に対し、厚生労働省ホームページの積極的な活用について周知願いたい。

(厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>)

また、都道府県又は管内市町村が当該地方公共団体のホームページに地域福祉計画策定の取組状況を掲載した場合には、当課まで連絡願いたい。

オ また、都道府県においても、地域福祉計画策定に向けてのフォーラムやコンペティションの開催、先進事例集の作成など様々な工夫により、管内市町村における質の高い地域福祉計画づくりへの気運を高めるよう配慮願いたい。

### (3) 社会福祉協議会について

ア 社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社会福祉法上に地域福祉推進を目的とする団体として明記され、地域福祉推進の中核として、その役割は今後ともますます大きくなるとともに、より一層の幅広い活動主体の参加のもとに、自主性や創意工夫のある運営が求められている。

イ 都道府県、指定都市及び中核市においては、社協が地域福祉の推進役として、地域福祉推進のため様々な活動を行う多様な主体の参加を得るとともに、他の民間事業者、社会福祉法人では行いにくいサービスについて重点的に取り組むなど、地域住民の視点に立ち、その期待に十分応えるよう、また、地域福祉計画の策定に当たって一定の役割を担うよう、今後とも一層の指導、支援を願いたい。

### (4) ボランティア活動の振興

ア ボランティアの活動は、地域に根ざした活動として住民のニーズにきめ細かく対応できるなど、公的施策の充実とあわせ、今後の地域福祉の推進のために重要な役割を担っており、さらなる活動の振興を図ることが重要である。

イ 社会福祉協議会のボランティアセンターは、ボランティア活動に関する相談機関としての役割はもとより、休日や夜間に利用できる体制、生活関連分野など幅広い活動に係る支援体制など、より利用者の視点に立った運営が求められている。管内社協ボランティアセンターが、ボランティア活動の推進を図る上で、住民のニーズを汲み取り、住民主体の活動センターとなるよう、管内市町村に対する積極的な指導、支援を願いたい。

ウ また、昨年の新潟・福井の豪雨災害や新潟県中越地震等の大規模災害において、延べ20万人を超えるボランティア活動者により救援活動が行われ、高い評価を受けているところである。特に、被災地の多くの社会福祉協議会では、災害救援ボランティアセンターを設置し、都道府県内あるいは全国の社会福祉協議会のネットワークにより、被災地でのボランティア活動の支援に尽力いただいたところである。

エ 災害時におけるボランティア活動が効果的かつ安全に展開されるためには、災害救援ボランティアセンターなどの支援体制が社会福祉協議会やボランティア団体などの相互協力によって構築されることが重要である。また、高齢者や障害者など、いわゆる災害弱者に対して速やかな支援を行うためには、小地域単位で日頃からの独居高齢者等の訪問活動や地域の自主防災組織などとの連携が重要である。

オ このため、都道府県においては、日頃より福祉部局や防災部局、NPO等の市民活動担当部局などの関係部局が連携し、社会福祉協議会や日本赤十字社、共同募金会、災害ボランティア活動を行うNPO団体などとのネットワークの構築、災害時のボランティアのコーディネート業務に関する研修など、その支援体制の基盤整備について特段の配慮をいただくとともに、小地域単位での取り組みについても支援を願いたい。

#### (5) 民生委員・児童委員活動の推進

ア 地域福祉を推進する上で、住民の生活実態を把握し、住民の立場に立って相談・援助を行う民生委員・児童委員に対する期待と任務の重要性はますます高まっていくものと考えられる。

また、訪問活動や相談活動等日頃の民生委員・児童委員活動を行うに当たって、地域の防災活動の取り組み等との連携が図られ、災害時における要援護者等の支援体制の構築に寄与することが期待される。

イ このため、民生委員・児童委員が行う相談援助機能を更に充実させるとともに、民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という。）による組織的な取り組みや、民生委員・児童委員のみならず、地域の様々な相談員、福祉事務所、児童相談所など関係機関の協力のもとに、潜在的なニーズを掘り起こし、地域で総合的な支援を行うためのネットワークづくりなど、管内市町村において積極的な取り組みが行われるよう支援を願いたい。

ウ また、都道府県におかれては、民生委員・児童委員活動の実態を踏まえ、その活動の一層の充実が図られるよう、活動費をはじめとして所要の財政措置について引

き続き特段の配慮を願いたい。

エ 昨年12月には、民生委員・児童委員の一斉改選も行われたところであり、各地方公共団体においては、研修などを通じて、民生委員・児童委員の資質向上が図られるよう配慮願いたい。

なお、研修の実施に当たっては、様々な福祉サービス・諸制度の知識、住民の立場に立った相談・支援方法等の習得について、経験年数に応じた内容により実施する等、創意工夫をこらしたものとするよう、民児協等と連携を図りながら実施されたい。

#### (6) 地域福祉権利擁護事業について

ア 今後、認知症高齢者の増加や、知的障害者、精神障害者等に対する施策が、地域生活を促進する仕組みへ転換するなかで、本事業に対する需要はますます高まると見込まれる。しかし、本事業の実施状況を見ると、一定程度の事業の普及が図られてきているものの、都道府県・指定都市社協毎や事業の一部の委託を受けた基幹的社協等毎の相談件数、契約締結件数等には依然として大きな格差が生じている。

イ 全国社会福祉協議会が平成15年度に実施した本事業の実態調査では、事業の契約者の8割程度が、家族や本人以外の民生委員・児童委員や行政等の機関を経由して利用に至っていることが報告されており、こうした関係機関等への制度周知や連携の如何が、地域における本事業の普及・定着に大きな影響を与えるものと考えられる。

ウ そのため、実績の芳しくない地域においては、基幹的社協等が設置されている市町村だけでなく、担当エリアの市町村全体の福祉事務所等の行政機関、民生委員・児童委員、在宅介護支援センターや居宅介護支援事業者、障害者自立生活支援センターなどの相談支援機関及び高齢者、知的障害者、精神障害者に対する各種サービス機関などへのパンフレットの配布、これらの機関の職員等が集まる会議の場などに専門員が出向いて、制度の説明を行うなど、改めて制度周知の徹底に取り組むことが重要である。



エ さらに、本調査では、契約締結までに相当な時間を要する理由として、本人や家族に対する動機づけや合意形成に専門員が度重なる訪問等によるきめ細かな相談支援が必要であることが明らかになっており、専門員の資質の向上や関係機関との綿密なネットワークの形成なども重要となっている。

オ 都道府県・指定都市においては、管内社協に対して、改めて関係機関等への制度周知の徹底、専門員や生活支援員等への研修の実施などの質の向上、地域における関係機関等とのネットワークの形成など、本事業の一層の普及・定着について引き続き特段の配慮を願いたい。

また、本事業における利用契約者の約3割は生活保護受給者であることから、事業の実施に当たっては、福祉事務所等の関係機関と、より一層の連携を図ることが必要である。

(参考) 実施状況 (事業開始～平成16年11月末)

利用契約件数 約2万件

利用に関する相談や問い合わせ 約75万件

カ なお、昨年は、複数の基幹的社協において、利用者からの預かり金の紛失等の不適切な事例が散見されたところである。本事業は、社会的信頼に基づき成立しうるものであり、このような事例は、本事業の根幹に重大な影響を及ぼすものである。

都道府県・指定都市においては、管内都道府県・指定都市社協に対して、マニュアル等の充実や研修の強化、指導・監督の強化などの再発防止策の取り組み等を行うよう指導されたい。

#### (7) 生活福祉資金貸付制度について

##### ア 福祉事務所等との連携について

生活福祉資金貸付事業については、来年度から、地域社会の支えを必要とする要援護世帯に対する様々な支援サービスを総合的、一体的に実施する「セーフティネット支援対策等事業費補助金」において実施することとしたところである。今後と

も福祉事務所等と連携を図りながら生活保護の被保護世帯の自立や被保護世帯の増加予防にご尽力いただきたい。

#### イ 生活福祉資金貸付制度の安定的な運営

生活福祉資金貸付制度は昭和30年度の制度創設以来、一貫して各都道府県の社会福祉協議会が実施主体となり、時代のニーズに合わせて改善を重ね現在に至ったところである。本制度の安定的な運営のためには、円滑な事業実施に必要な貸付原資及び貸付事務費の確保、適切な償還指導等が重要である。

ついては、貸付金額が高額となる長期生活支援資金の貸付けの増加が予想されること等を踏まえた上で、本制度の安定的な運営に支障をきたすことがないように、長期的な視点に立ち、必要な財源の確保にご配慮いただきたい。

#### ウ 長期生活支援資金の活用の促進

平成14年12月に創設した本制度は、低所得の高齢者世帯に対し、現に居住する自己所有の不動産を担保に生活資金の貸付けを行うものであり、現在45都道府県の社会福祉協議会で事業が実施されているところである。

高齢化社会の進展に伴う本制度の重要性に鑑み、今後更なる制度活用の拡大に向けて、実施主体である都道府県社会福祉協議会に対する支援をお願いするとともに、各都道府県による広報活動などを通じ制度の幅広い普及にご協力いただきたい。

(参考) 貸付決定の状況 (平成16年12月末現在)

貸付決定件数 232件

貸付決定実績のある都道府県数 33都道府県

#### エ 離職者支援資金貸付の適正な実施

本制度は、パート労働者の失業や雇用保険給付期間が切れたことにより生計の維持が困難となった世帯を対象としていることから、迅速な審査処理にご尽力いただいているところである。さらに、貸し付けにあたっては、添付書類の内容の確認、必要書類が提出できない場合には民生委員調査書の徴求等を行うとともに、貸付の

申込み書類に不自然な点が認められる場合には証明書類の発行元への照会や追加書類の提出要求等を行うなど適正な貸付業務の実施が求められているところである。

一方、最近、不正な手段により貸付けを受けるなど本制度を悪用して刑事事件に発展するケースが新聞等で報道されているところである。報道によれば、組織的に不正を行っていたものや、いわゆるヤミ金融業者が関与していたものなど、本来の目的である失業者世帯の自立支援に反するのみならず、制度の信頼を大きく失いかねない事例も見られるところである。各都道府県及び各都道府県社会福祉協議会におかれては、市町村社会福祉協議会に対する適切な事務処理に関する周知徹底、不正の事実が疑われる時には速やかな警察等関係機関への相談等を含め、適正な貸付業務の推進にご留意願いたい。

(参考) 貸付実績 (平成16年9月末現在)

貸付決定件数 11,447 件

貸付決定金額 15,040 百万円

#### (8) いのちの電話について

近年、我が国の自殺者数は年間3万人を超える状況が続き、平成15年中の自殺者は3万4千人に達している。

「いのちの電話」は、精神的危機に直面し、援助と励ましを求めている人々が健全な社会人として生活できるよう援助することを目的として、全国で51か所設置（うち23か所は24時間体制で受付け）され、電話による相談事業を通じ、自殺を考えている人を思いとどまらせ、また、関係機関を適切に紹介することにより、自殺予防に寄与しているところである。

各自治体においても、他の自殺予防対策の推進とあわせて、必要な人々が電話相談を利用できるよう、日頃から「いのちの電話」に関する広報等を行っていただきたい。

(参考資料8参照)

また、平成17年度においても、例年どおり12月1日～7日にかけて、フリーダイヤルによる相談の受付けを実施する予定であるので、広報等にご協力いただきたい。